

公益社団法人花巻市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 特別会員 0 円
- (3) 賛助会員 一口 2,000 円

2 前項の会費について、納入が困難な特別な理由があり、理事会の承認を得た場合には、減額又は免除することができる。

3 正会員として10月以降に入会する者についての会費は、通常の2分の1とし、1月以降に入会した者については、4分の1の額とする。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、新規に入会する者は、入会と同時に納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和6年11月1日から施行する。